

四日市市消防本部告示第6号

四日市市防災指導員等の設置に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年10月31日

四日市市消防長 山本 良也

四日市市防災指導員等の設置に関する要綱の一部を改正する要綱  
四日市市防災指導員等の設置に関する要綱（平成8年消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 (略)</p>	<p>(設置) 第1条 (略) <u>2 警防本部の運用体制の充実を図ることにより、円滑かつ的確な警防業務を推進するため、消防本部に警防本部要員（以下「本部員」という。）を置く。</u></p>
<p>(選任) 第2条 <u>指導員</u>は、消防防災に関し豊かな知識と経験を有し、かつ、消防防災活動に関する指導技術を持つ者の中から消防長が選任する。</p>	<p>(選任) 第2条 <u>指導員及び本部員</u>は、消防防災に関し豊かな知識と経験を有し、かつ、消防防災活動に関する指導技術を持つ者の中から消防長が選任する。</p>
<p>(職務) 第3条 (略) 2 防災指導員（現地本部担当）は消防長の命を受け次の職務を行う。 (1) (略) (2) 四日市市警防規程（平成9年3月28日消防本部訓令第2号、以下「警防規程」という。）<u>第2条第4号</u>に規定する現地本部に関すること。</p>	<p>(職務) 第3条 (略) 2 防災指導員（現地本部担当）は消防長の命を受け次の職務を行う。 (1) (略) (2) 四日市市警防規程（平成9年3月28日消防本部訓令第2号、以下「警防規程」という。）<u>第2条第3号</u>に規定する現地本部に関すること。</p>

<p>(任期)</p> <p>第5条 <u>指導員</u>の任期は、1年以内とする。</p> <p>2 <u>指導員</u>は、再任することができる。</p> <p>3 <u>指導員</u>の再任に当たっては原則として2年を超えることができない。</p>	<p>3 <u>本部員</u>は消防長の命を受け次の職務を行う。</p> <p>(1) <u>警防規程第2条第2号</u>に規定する<u>警防本部</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>その他消防救急課の事務</u>に関すること。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>指導員及び本部員</u>の任期は、</p> <p>1 年以内とする。</p> <p>2 <u>指導員及び本部員</u>は、再任することができる。</p> <p>3 <u>指導員及び本部員</u>の再任に当たっては原則として2年を超えることができない。</p>
---	---

附 則

この要綱は、平成28年12月 1日から施行する。

(消防本部消防救急課)